



戦後日本における公私教育費負担構造の研究

末富, 芳

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2009-12-18

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙3083

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003083>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名 末富 芳
博士の専攻分野の名称 博士（学術）
学 位 記 番 号 博ろ第 3083 号
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当
学位授与の日付 平成 21 年 12 月 18 日

【 学位論文題目 】

戦後日本における公私教育費負担構造の研究

審 査 委 員

主 査 教 授 三上 和夫
教 授 船寄 俊雄
教 授 白水 浩信
准教授 吉永 潤
大阪教育大学教授 米川 秀樹

論文内容の要旨

氏名 末富 芳

推薦教授氏名 三上 和夫

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

戦後日本における公私教育費負担構造の研究

論文要旨

本研究は日本における公私教育費の負担構造の特徴の解明のため、(1)戦後日本における教育費を家計と政府がどのように負担してきたのか、その量的変動が「いつ」「どのように」変化したのかを分析し、(2)白石(2000,72頁)の指摘する「公私混合型教育費負担構造」が「なぜ」出現してきたのかを、政府と家計に焦点を置いて分析した。

この研究が必要であるのは、1章に述べたように、戦後教育財政学においては、政府財政から学校経費に支出される公教育費を教育費と見なす立場が主流を占めてきたためである。戦後日本における教育財政制度の安定的な確立を目指し、また教育と国家との政治的な緊張関係の中で公教育費に国家権力の本質を見出そうとする公教育費の研究には、わが国の政府が教育財政支出の拡大に消極的であることの本質を検討する上で、高い意義が認められる。しかし、進学率の上昇や家計教育費の量的拡大など、私教育費の役割

も拡大する中で、家計教育費への研究蓄積も理論、実証の両面において必要となっているのである。この際、長期化する教育年数や家族機能の変容の中で、政府と家計がどのような費用負担を行うべきであるのかという、教育費の公私関係に対する分析が行われることが必要とされている。

こうした状況をふまえ、2章では戦後日本における教育費の量的変動を分析した。日本ではGDP比率や家計消費支出では、家計の負担する教育費が増加しており、そのことが強調される傾向にある。「公私混合型教育費負担構造」も家計負担の重さにその特徴を見出すものであった。しかし、2章での分析からは、児童生徒学生1人あたり公教育費水準は、私立大学を例外として戦後日本では拡大傾向にあったといえる。一方で、家計の教育費負担は、学校教育費については1970年代後半以降拡大しており、おおむね1975年転換説を支持するものである。学校外教育費については、オイルショックの起きる1970年代までと、1990年代以降に拡大したという傾向を指摘した。戦後日本の教育費の公私関係は、公教育費の量的拡大の一方で、1975年以降は家計の学校教育費が拡大し、また学校外教育費も1970年代後半から80年代を例外として拡大しつづけてきた。つまり、公教育費も私教育費も拡大してきたことが、日本の教育費負担構造の特徴といえる。ただし、このことは公教育費の拡大が私教育費の軽減をもたらしてこなかったという特徴が、日本の教育費の公私関係に見出されることも意味する。いずれにせよ、公教育費の拡大の一方で、日本の家計は私教育費負担の拡大によって、教育費の質量拡大を支えてきているという量的な特徴があきらかになった。

3章では、「公私混合型教育費負担構造」の法システムに着眼し、家計の教育費負担を拡大させた制度要因について検討した。まず教育費の法制については、公私関係が設置者負担主義と受益者負担主義の境界において曖昧であり、その境界領域を保護者の子どもへの「監護および教育の権利義務」の遂行によって補完しているという法制上の特徴

を指摘した。日本では、保護者の子どもへの教育の責任が重視され、親が子どもの教育費負担を長期にわたって行うという社会慣習が定着しており、また離婚訴訟や学資保険訴訟などの判例法も「監護および教育の権利義務」の遂行を確実化する方向に作用している。また義務教育における無償と保護者の教育を受けさせる義務の境界も、市町村による設置者負担の範囲や保護者負担経費の範囲や基準が曖昧であることを指摘した。日本の家計教育費負担の背景、とくに学校教育に対する受益者負担背景には、公教育費の支出領域の限定と、その境界領域を保護者が負担するという法システム上の特徴があるといえる。

その一方で、近年、未納問題に代表されるように子どもの教育費を支払わなかったり、「健気な親の消滅」と指摘されるように大学教育費を支払おうとしない家計が社会的に問題とされ、教育費の公私関係は流動しつつある。具体的には、学校外教育への公費支援や、非1条校への公的支援、家計教育費投入の後退等への対応である。しかし、学校外教育や非1条校への安易な公費投入は、家計の教育費負担の軽減に作用せず、むしろいたずらな公費拡大を招き、公私の役割や責任の曖昧な「公私混合型教育費負担構造」を一層進行させてしまう懸念もある。これに対しては、学校だけでなく学校外教育や1条校以外の学校での公共性の高い教育活動も含め、子どもの教育活動を教育の機会均等原則に照らし合わせ、保障していくことが教育費の「公私分担」への移行条件であることを指摘した。

4章では、高い水準の日本の私教育費負担を「なぜ」保護者が支えてきたのかという、教育費スポンサーとしての保護者モデルについて検討を行った。高校生、大学生保護者の質問紙調査の分析からは、保護者の教育費負担行動は、これまでの経済学が指摘してきたような「投資」「消費」「贈与」といった何らかのリターンを追求する能動的積極的な意識だけでなく、子どもに教育費を投入しないことでもたらされるネガティブなり

ターンを回避しようとする「保険」意識によっても説明されうる可能性を示した。進学率の拡大期にあつては、「投資」「消費」「贈与」といった積極的な意識が、日本の教育費投入行動を支えてきたといえる。しかし、大学ユニバーサル化や高学歴化の進行に伴う「学歴下降回避メカニズム」の進行のもとで、「保険」としての教育費投入を行う保護者層も拡大していると考えられる。そして、子どもの教育費投入に積極的な意味を見出さない保護者が、教育費投入から退出することも懸念される。

5章では、家計教育費軽減への政策が回避されている理由を、政府の家計教育費「過剰感」に着眼し、説明した。家計の教育費負担は、新聞・雑誌記事から検証すると、1960年代以降、継続的に社会的関心の対象となってきた。これに対し、政府は家計教育費について1957年以降、1990年代に至るまで「過剰感」を抱き、家計教育費軽減に対する意思決定を否定的もしくは消極的に考える傾向があったことを指摘した。家計教育費への「過剰感」は、家計の進学への欲求やそのための教育費投入が、労働需給の最適配分や政府の想定する水準を超えて拡大したことに由来してきた。言い換えれば、子どものより良い教育やより高い学歴のための家計の教育費投入が、政府が望ましいと考える水準を超えて拡大したことが、政府の家計教育費の「過剰感」の根本にあるといえる。

しかし1992年以降、少子化問題が契機となり、家計教育費負担に対する支援の必要性を政府に対し認識させている。しかし、内閣府は少子化という視点から、また文部科学省は「教育の機会均等」や学力向上という文脈から家計教育費の負担や公費支援などを拡大しようとしている。一方で財務省は、国の財政難を背景として、教育財政支出の削減と家計の受益者負担の拡大を要求しており、教育費に関する政府内アクターは分裂状況にある。ただし、財務省以外の政府内アクターが家計教育費への「過剰感」への認識なしに、その軽減を検討するという意味で、教育費への社会的関心と政策環境は現在、ようやく合致しつつある段階に至ったといえる。

終章では、全体の分析をまとめ、「公私混合型教育費負担構造」の特徴と課題を把握したうえで、今後の教育費の公私関係を「公私分担型教育費負担構造」へと移行させる必要性和そのための教育財政に求められる機能や条件について検討を行った。

[A4 (297mm×210mm)]

(注) 3,000~6,000字でまとめること。

論文審査の結果の要旨

氏名	末富 芳		
論文題目	戦後日本における公私教育費負担構造の研究		
判定	合格・不合格		
審査委員	区分	職名	氏名
	主査	教授	三上和夫
	副査	教授	船寄 俊雄
	副査	准教授	白水 浩信
	副査	准教授	吉永 潤
	副査	大阪教育大学大学院 教育学研究科教授	米川 英樹
要旨			
<p>本論文は、戦後日本における「公私混合型教育費負担構造」(白石裕)が出現するに至る変動経緯を集約し、現段階を概括したものである。</p> <p>第1章においては、公費支出とともに私教育費の役割増大と家計教育費を視野に入れ、「教育費の公私関係」の分析が必要であることが、指摘されている。</p> <p>第2章では、戦後日本の教育費において公費支出水準は拡大基調にあったが、家計支出教育費においても学校教育費と学校外教育費がともに拡大基調にあったことが、分析されている。すなわち、公費支出の拡大が私教育費の軽減をもたらさず、家計が公私教育費の量的拡大を支えてきたことが、指摘されている。</p> <p>第3章では、「公私混合型教育費負担構造」の法システムに焦点をあてた検討が行われている。すなわち、設置者負担主義と受益者負担主義の境界が曖昧で、その境界領域を子</p>			

どもへの「監護および教育の権利義務」の遂行としての保護者負担が補完している、と概括している。そして、公費の支出領域限定と保護者負担の構造的関係について、機会均等原則に照らして教育活動を保障してゆく政策課題が登場していることを示している。

第4章では、私教育費負担を支える保護者へのアンケート調査の分析を行っている。そして、これまで指摘されてきた「投資」「消費」「贈与」といったリターン追求意識だけでなく、ネガティブなリターンを回避する「保険」意識の存在をも指摘している。

第5章では、関係省庁の家計支出教育費評価を分析し、政府内部でも、内閣府や文部科学省と財務省との評価が、1992年以降分岐してきていることを、指摘している。

終章では、全体を概括し、「公私分担型教育費負担構造」への移行の必要性を指摘し、教育財政に求められる機能と条件を指摘している。

以上のように、本論文は、わが国の教育費の負担の事実関係を歴史的に概括しつつ、そこに新たな負担関係の展望が出現していることを確認している。そして、教育費の事実関係とこれを成立させる法制と制度関係の今後の移行形態を展望している。本論文は、教育行政・財政の制度と費用負担の関係構造を吟味し、その事実関係から教育制度の社会的意義を論じたものである。教育制度の国内的概括として貴重であり、また、これを成立させる負担行為の意識形態に立ち入って分析することで、改変の展望を確保している。本審査委員会は、末富芳の論文を博士(学術)の学位を授与される資格を有するものと判断する。

〔末富氏の履歴および申請資格〕末富氏の学歴は、平成9年3月京都大学教育学部教育社会学科を卒業し、同年4月同大学院教育学研究科教育方法学専攻修士課程に入学し、同課程を平成11年に卒業し、同年4月同大学院教育学研究科教育科学専攻博士後期課程に進学し、平成15年3月に同研究科を退学した。職歴としては、平成15年4月に福岡教育大学教育学部助手、平成16年1月に同講師、平成17年10月に同助教授、平成19年4月に同准教授となり現在に至っている。この研究職歴は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位(論文博士)授与に関する内規第2条第1項に該当する。

また、提出された参考論文は、日本教育行政学会『日本教育行政学会年報』28号(2002年)日本教育社会学会『日本教育社会学研究』第77集(2005年)の2論文、および『福岡教育大学紀要』第58号第4分冊(2009年)である。これらのうち前2論文は、第4条第8項②の「レフェリーつきの論文」2点に該当し、後1論文は、「これに準じる論文1点」に該当する。以上の審査結果から、本論文の審査委員会は、学位申請者 末富 芳氏が博士(学術)の学位を授与される資格を有するものと判断する。